

追試験について

1. 受験資格

各学部修学規程に定める追試験の受験資格は、下記の各項に該当する者にこれを認める
ただし、受験の可否については教授会において審議し決定する

記

- ① 傷病等による公的な診断書のある者、および採否に関わる就職活動の証明書のある者
② 定期試験期間中に次の事項で休んだ場合、それを証明する書類がある者

イ. 父母、配偶者(それに準ずる者を含む)または子が死亡した時……………7日

ロ. 祖父母または兄弟姉妹が死亡した時……………2日

ハ. 上記の親族における1周忌までの法要を行う時、または

上記以外の親族が死亡した時……………1日

ニ. 交通事故で被害者の場合は、事故が発生したその日から追試験を受験できる日まで

※ 上記イ～ハについては、これに要する往復の日数を認める場合がある

- ③ クラブ活動における公式試合に参加するため、あらかじめ許可を得た者

詳細は次のとおりとする

イ. 公式試合とは、関西大会以上の試合とし、団体・個人の別を問わず認める

ロ. 追試験の対象期間は、当該試合期間および往復に要する日数とする

- ④ 交通機関の延着の場合は、次により認定する

各时限において、30分以上の延着証明(Web 遅延証明書もしくは公の証明書に発生年月日、
時間帯が明記され、代表者の印のあるものに限る)を添えて、原則として発生当日に教務課の窓
口に申し出て、申請事項と相違ないと認められたとき

- ⑤ その他、特別な理由のある場合

2. 追試験申込受付および試験日

- ① 申込場所:本館1階 教務課

- ② 申込期間:令和8年1月22日(木)～1月29日(木)

- 受付時間は、平日9時～17時まで
土曜9時～12時30分まで

(注)1/24(土)は12時30分までですでの間違の無いようお願いします。

※申請に時間を要する場合があるため、
受付終了時間よりも早めにお越しください。

- 申込みには、公的証明書および受験料が必要(受験料1科目1,000円)

なお、申請理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度
に基づく裁判員としての任務遂行の場合には、受験料は不要

- ③ 受験可否及び追試験時間割発表:令和8年2月3日(火)13時00分～

ポータルシステム(Portal-OSU):受験可の学生に限り、学籍番号、試験日、教科を掲載

※ポータルシステム(Portal-OSU)へログインし、PDFで確認してください。

(PDFを表示するには、PDF閲覧用ソフトが必要です)

- ④ 追試験実施日:令和8年2月4日(水)、2月5日(木)、2月6日(金)/(3日間)

以上